

第 1 目的

この要領は、春日・大野城・那珂川消防組合防火基準適合表示制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、当該要綱の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 複合用途防火対象物における対象範囲について

ホテル・旅館等（消防法令別表第一（以下「令別表」という。）（5）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物のうち同表（5）項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）のうち、複合用途防火対象物の対象範囲については、原則として防火対象物全体とする。ただし、ホテル・旅館等の用途に供する部分以外において、建物全体についての防火（防災）管理（統括防火（防災）管理者の選任及び消防計画の届出等）や消防用設備等（スプリンクラー設備及び自動火災報知設備等）、危険物施設等、建築構造等の違反がない場合は、ホテル・旅館等の用途に供する部分及び当該用途からの避難経路に係る部分のみを対象とすることができるものとする。

第 3 交付申請について

- 1 ホテル・旅館等の関係者（以下「関係者」という。）からの表示マークの交付申請は、表示マーク交付（更新）申請書（別記様式第 1 号）（以下「申請書」という。）に 3 に掲げる報告書等のうち、該当となるものを添付して行うものとする。ただし、当該報告書等のうち、一定期間内に既に春日・大野城・那珂川消防本部及び消防署（以下「消防本部等」という。）に報告済みである場合等においては、添付を省略することができるものとする。
- 2 対象となるホテル・旅館等のうち、消防法（以下「法」という。）第 8 条の 2 の 2 に基づく防火対象物定期点検報告の対象とならない防火対象物については、法令に基づく義務の対象外であるが、消防法施行規則第 4 条の 2 の 4 に定める防火対象物点検資格者による点検を行い、その結果を申請書に添付するものとする。また、建築基準法（以下「建基法」という。）第 12 条に基づく定期報告の対象とならない防火対象物についても、法令に基づく義務の対象外であるが、建築士等有資格者により、表示基準に係る部分（建築構造等・避難施設等）の調査（建基法第 12 条に基づく定期調査に準じた調査）を行い、その結果を申請書に添付するものとする。
- 3 「表示マーク（銀）」・「表示マーク（金）」の交付申請に添付が必要となる報告書等は以下のとおりとする。

報告書等の種別・根拠法令	備考	
	表示マーク（銀）	表示マーク（金）
防火対象物（防災管理）定期点検報告書（写）※1 【法第 8 条の 2 の 2（法第 36 条において準用する法第 8 条の 2 の 2）】	申請日から過去 1 年以内に実施した報告書を添付すること。ただし、消防本部等に報告済みの場合は添付を省略することができる。	前回の申請日以降に実施した報告書を全て添付すること。ただし、消防本部等に報告済みの場合は添付を省略することができる。
防火対象物（防災管理）点検報告特例認定通知書（写）※2 【法第 8 条の 2 の 3（法第 36 条において準用する法第 8 条の 2 の 3）】	申請日直近の認定通知書を添付すること。	表示マーク（銀）と同じ。
消防用設備等点検結果報告書（写）	申請日から過去 1 年以内に実施した点検結果を添付する	前回の申請日以降に実施した点検結果全てを添付するこ

【法第 17 条の 3 の 3】	こと。	と。ただし、消防本部等に報告済みの場合は添付を省略することができる。
製造所等定期点検記録表 (写) 【法第 14 条の 3 の 2】	申請日から過去 1 年以内に実施した記録表を添付すること。ただし、消防本部等が記録表を確認済みの場合は添付を省略することができる。	前回の申請日以降に実施した記録表を全て添付すること。ただし、消防本部等が記録表を確認済みの場合は添付を省略することができる。
定期調査報告書 (写) 【建基法第 12 条】	直近の定期調査の期間内に行ったものを添付すること。	直近の定期調査報告の期間内に行ったものを全て添付すること。
その他消防本部等が必要と認める書類	点検報告の不備事項の改修状況、自衛消防訓練の記録、自主点検記録、危険物取扱者の免状 (表・裏)、前回の表示基準適合通知書等	

※1 法第 8 条の 2 の 3 (法第 36 条において準用する法第 8 条の 2 の 3) に基づく点検及び報告の特例の認定がされていない場合

※2 法第 8 条の 2 の 3 (法第 36 条において準用する法第 8 条の 2 の 3) に基づく点検及び報告の特例の認定により防火対象物定期点検報告が免除されている場合

第 4 表示の審査について

- 1 表示基準の審査に当たっては、表示基準において該当となる点検項目について、2 の報告書等を活用し、別添「判定基準」により適合状況を判定するものとする。
- 2 添付された報告書等のみでは、対象となる防火対象物における適合状況を判定することが難しい場合は、消防本部等において既に把握している情報 (予防管理システム等) を活用するほか、必要に応じて現地確認を行うこととする。
- 3 審査に当たっては、以下の事項に注意すること。
 - (1) 審査の対象が「防火対象物点検の特例認定」の対象である場合、表示基準の審査は、可能な限り、特例認定の審査と合わせて実施するなど審査の効率性に配慮するものとする。
 - (2) 申請時に添付された定期調査報告書は、建基法第 12 条の規定に基づき福岡県建築基準法施行細則第 18 条の 2 に規定する特殊建築物等の定期調査期間内に報告されているものを有効とするが、表示マーク交付後において、建基法第 12 条の規定に基づく定期調査報告が行われた場合には、表示基準のうち建築構造等の適合状況を確認するため、改めて申請者に対して、当該調査報告書の提出を求めることとする。そのため、申請者に対し、表示基準適合通知書を交付する際には、あらかじめその旨を伝えておくこと。
 - (3) 表示基準中の「消防計画」における訓練については、「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて」(昭和 62 年 8 月 1 日付け消防予第 131 号) に基づき実施することが消防計画において定められている場合は、防火対象物定期点検報告書において、当該訓練の実施について確認するものとし、必要に応じて訓練の立会い等を行うものとする。
 - (4) 防火上の重要性に鑑み、表示基準中の「建築構造等」における建築構造、防火区画及び階段については、現行の建築基準法令に適合 (既存不適格として扱っているものは除く。) していることを確認するものとする。ただし、既存不適格として取り扱っているものであっても、特定行政庁からの代替措置等の指導状況を確認することなどにより、一定の安全性が確保されていると認められるものについては、消防長又は消防署長の判断により審査の対象とすることができるものとする。

第 5 表示マークの交付等について

- 1 関係者からの申請により、消防長又は消防署長が表示基準に適合していると認めた場合、関

係者に対して通知（別記様式第2号）するとともに、表示マークを交付するものとする。

- 2 関係者からの申請により、消防長又は消防署長が表示基準に適合しないと認めた場合、関係者に対して通知（別記様式第3号）するものとする。
- 3 消防長又は消防署長は、1により表示マークの交付を行った場合、受領書（別記様式第4号）を申請者から受領するものとする。
- 4 消防長又は消防署長は、表示マークの有効期間中にある防火対象物が春日・大野城・那珂川消防組合防火基準適合表示実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める表示マークの返還理由に該当する場合、表示マークを交付した関係者に対し、表示マーク返還請求書（別記様式第5号）により、貸与していた表示マークの返還及びホームページ等での使用の中止を求めるものとする。
- 5 消防長又は消防署長は、3による受領書を受領したときは、次に掲げる事項を当消防本部のホームページに掲載するとともに、特定行政機関等と情報共有するよう努めるものとする。
 - (1) 当該防火対象物の名称及び所在地
 - (2) 表示マークの交付年月日
 - (3) 表示マークの交付番号
- 6 実施要綱第9条第3号において、表示基準の適合性についての調査結果が確定するまでの間は、消防本部等の判断により、関係者に表示マークの掲出を留保させるものとする。

第6 表示マークの有効期間について

- 1 表示マークの有効期間については、最初に交付を行った日を基準日（起点）とすることから、表示マークを変更した場合も、表示マークに記載する交付年月日は、変更しないものとする。なお、「表示マーク（銀）」から「表示マーク（金）」に変更となる場合であっても、交付する「表示マーク（金）」に記載する交付年月日は、最初に「表示マーク（銀）」の交付を行った日とする。
- 2 表示マークを継続する場合の有効期間は、継続前の表示マークの有効期間終了後を起点とするものであり、表示マークを継続するための交付申請を行った日、若しくは通知書の交付を行った日としないよう留意すること。

第7 ホームページ等における表示マークの取扱い

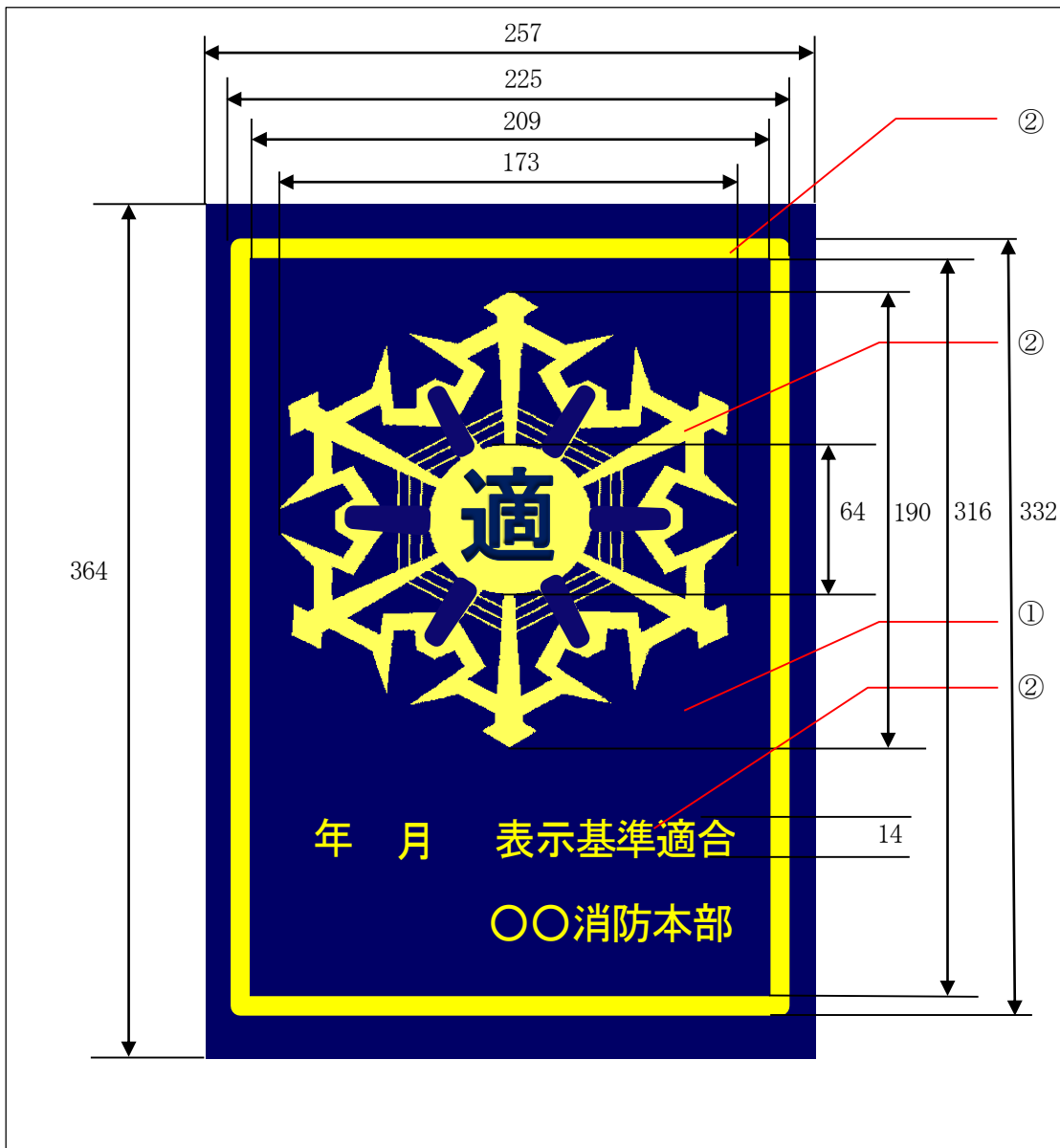
- 1 ホームページ等（ブログ、ツイッター等インターネットの利用に係るものを含む。以下同じ。）において電子データの表示マーク及び表示マーク用バナー（以下「電子表示マーク等」という。）を使用することができるものとする。

【ホームページ等で使用する電子データ】

ホームページ等で使用する 電子データ	表示マーク	表示マーク用バナー
掲載ホームページ		
消防庁ホームページ		

- 2 電子表示マーク等は以下のとおりとし、サイズの変更をおこなうことができるものとする。ただし、サイズの変更を行う場合は、縦横比率を変更しないものとする。

表示マークの仕様について



- 1 様式の大きさは、日本工業規格B4とする。
- 2 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 3 色彩については、①地を濃紺色、②その他のもの（消防本部名を除く。）は、表示マーク（金）は金色とし、表示マーク（銀）は銀色とする。
- 4 材質は、ファンタス（ネイビー）L板T目<270 kg>とし、印刷仕様については、箔押し加工（銀消しNo.24）とする。

第8 電子表示マーク

- 1 入手方法については、電子表示マーク等を総務省消防庁のホームページ上の「防火対象物に係る表示制度の説明用ページ」（以下「総務省説明用ページ」という。）からダウンロードし、使用することができる。

（アドレス：http://www.fdma.go.jp/kasai_yobo/hyoujiseido/index.html）

- 2 使用方法については、ホームページ等において電子データの表示マークを使用する場合は、以下の掲載例を参考に、表示マークの交付を受けていることが分かる内容を付記して掲載するものとする。

【電子データの表示マーク掲載（例）】



〇〇ホテルは春日・大野城・那珂川消防組合防火基準適合表示実施要綱に基づく表示マークの交付を受けております。

- ・表示マーク交付日 : 平成 26 年 9 月 1 日
- ・表示マーク有効期間 : 平成 27 年 8 月 31 日まで
- ・表示マーク交付番号 : 001
- ・交付機関 : 春日・大野城・那珂川消防本部

- 3 使用に関する留意点については、以下のとおりとする。
 - (1) 現に交付されている表示マークの有効期間中においてのみ、電子表示マーク等を使用できるものとする。
 - (2) ホームページ等において電子表示マーク等を使用する場合は、春日・大野城・那珂川消防本部のホームページにおける表示制度関係ページをリンク先に指定するものとする。
 - (3) 表示マークの有効期間中であっても表示マーク掲出留保期間中又は、返還請求を受けた場合は、ホームページ等の電子表示マーク等を使用できないものとする。

第9 虚偽の表示マークへの対応

- 1 消防長又は消防署長は、現に表示マークの交付を受けていない防火対象物について、表示マーク及び電子表示マーク等が使用されることのないよう、立入り検査等の機会を通じて確認するものとする。
- 2 消防長又は消防署長は、表示マーク等の虚偽の使用を確認した場合は、関係者に対して制度の趣旨、内容等の説明を行い、表示マーク及び電子表示マーク等の使用ができない旨を継続的に指導するものとする。

判定基準及び判定表

次に掲げる事項のうち該当するものについて、消防法に基づく各種届出、建築基準法に基づく届出、春日・大野城・那珂川消防組合火災予防条例に基づく届出等により確認し、適合状況を判定するものとする。なお、各種届出等により適合状況を判定することが難しい事項については、消防本部等において既に把握している情報（予防管理システム等）を活用するほか、必要に応じて現地確認を実施することにより判定することとする。

項目		判定方法	該当	判定	
1 防火管理等	(1) 防火対象物の点検及び報告	消防法（以下「法」という。）第8条の2の2の規定により点検及び報告が行われていること。又は、法第8条の2の3の規定により点検及び報告の特例の認定がされていること。なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出等の内容を確認すること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
	(2) 防火管理者等の届出	消防法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項及び第3条の2第1項の規定により、防火管理者選任（解任）の届出、防火管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
	(3) 自衛消防組織の届出	消防法施行令（以下「令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物にあつては、法第8条の2の5第2項に規定する自衛消防組織設置（変更）の届出がされていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
	(4) 防火管理に係る消防計画	防火管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。			
		① 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		② 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		③ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		④ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑤ 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項		有 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>

		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑥ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑦ 防火管理上必要な教育に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑧ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑨ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑩ 防火管理について消防機関との連絡に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑪ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑫ ①から⑪に掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑬ 令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。⑭において同じ。）にあっては、次に掲げる事項		
	ア 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	イ 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	ウ その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項	有 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>

			無 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
		⑭ 令第4条の2の5第2項の規定により、令第4条の2の4の防火対象物につき、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあつては、次に掲げる事項		
		ア 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		イ 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		ウ 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		エ その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑮ 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑯ その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑰ 規則第3条第4項に規定する強化地域（以下「強化地域」という。）に所在する防火対象物にあつては、次に掲げる事項		
		ア 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合における自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		イ 大規模地震対策特別措置法第2条第3号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達方法に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>

	ウ 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	エ 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	オ 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	カ 大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑱ 消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項（当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
(5) 統括防火管理者等の届出	法第8条の2の規定により、統括防火管理者の選任（解任）の届出、防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出がされていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
(6) 防火・避難施設等	法第8条の2の4の規定により、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
(7) 防災対象物品の使用	法第8条の3の規定により防災対象物品が使用されていること。また、当該防災対象物品に法第8条の3第2項、第3項及び第5項の規定に従って表示が付されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	法第9条の3に基づいて液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合（法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。）には、その旨の届出がされていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
(9) 火気使用設備・器具	法第9条に基づいて春日・大野城・那珂川消防組合火災予防条例（以下「火災予防条例」という。）で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火気の使用に関する制限等の基準に適合していること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
(10) 少量危険	① 法第9条の4に基づいて火災予防条例で定められる規	有	適

	物・指定可燃物	定により、法第9条の4に規定する指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」という。）及び指定可燃物が貯蔵し、取り扱われていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		② 火災予防条例で定められる規定により、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備が設置及び管理されていること。	有 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>
		③ 火災予防条例で定められる規定により、火災の危険要因を把握するとともに、保安に関する計画が作成され、火災予防上有効な措置が講じられていること。	有 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>
		④ ②の規定にかかわらず、基準の特例が適用されている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び管理されていること。	有 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>
	(11) (1)から(10)に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し組合長が定める基準を満たしていること。	有 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	
2 防災管理等	(1) 防災管理対象物の点検及び報告	法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告が行われていること。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項に規定する点検及び報告の特例の認定がされていること。なお、その管理について権原が分かれている防火対象物については、各管理権原者が提出している届出の内容を確認すること。	有 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>
	(2) 防災管理者等の届出	規則第51条の8第1項の届出及び規則第51条の9において準用する第3条の2第1項の規定により、防災管理者選任（解任）の届出書、防災管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。	有 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>
	(3) 防災管理に係る消防計画	防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。		
		① 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項	有 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>
		② 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項	有 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>
③ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項		有 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>	
		④ 防災管理上必要な教育に関する事項	有 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/>

			無 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
		⑤ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑥ 防災管理について関係機関との連絡に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑦ ⑤に掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑧ ①から⑦に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑨ 令第45条第1号に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項		
		ア 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定及び当該想定される被害に対する対策に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		イ 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		ウ 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		エ 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		オ 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に係る事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		カ アからオまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>

		⑩ 令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項		
		ア 令第45条第2号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		イ アに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に關し必要な事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑪ 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあつては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑫ その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑬ 避難訓練の実施回数に関する事項（当該訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	(4) 統括防災管理者等の届出	法第36条第1項において準用する法第8条の2の規定により、統括防災管理者の選任（解任）の届出、建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出がされていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
3 消防用設備等	(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等	消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に掲げるところにより、法第17条、第17条の2の5及び第17条の3並びにこれらに基づく命令の規定に従つて、設置されていなければならないものとする。		
		① 令第10条第1項及び第3項の規定により、消火器、簡易消火用具が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		② 令第11条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋内消火栓設備が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		③ 令第12条第1項、第3項及び第4項の規定により、スプリンクラー設備が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>

	④ 令第13条の規定により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑤ 令第19条第1項、第2項及び第4項の規定により、屋外消火栓設備が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑥ 令第20条第1項、第2項及び第5項の規定により、動力消防ポンプ設備が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑦ 令第21条第1項及び第3項の規定により、自動火災報知設備が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑧ 令第21条の2第1項の規定により、ガス漏れ火災警報設備が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑨ 令第22条第1項の規定により、漏電火災警報器が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑩ 令第23条第1項及び第3項の規定により、消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑪ 令第24条第1項から第3項まで及び第5項の規定により、非常警報器具又は非常警報設備が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑫ 令第25条第1項及び第2項第1号の規定により、避難器具が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑬ 令第26条第1項及び第3項の規定により、誘導灯及び誘導標識が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑭ 令第27条第1項及び第2項の規定により、消防用水が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑮ 令第28条第1項及び第3項の規定により、排煙設備が設	有	適

	置されていること。	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑯ 令第28条の2第1項、第3項及び第4項の規定により、連結散水設備が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑰ 令第29条第1項の規定により、連結送水管が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑱ 令第29条の2第1項の規定により、非常コンセント設備が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑲ 令第29条の3第1項の規定により、無線通信補助設備が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	⑳ ①から⑲の規定にかかわらず、令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあつては、引き続き、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると消防長又は消防署長が認めた状況で設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	㉑ ①から⑳の規定にかかわらず、現に令第32条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を消防長又は消防署長が認めた状況で設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	㉒ ①から㉑の規定にかかわらず、法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従って設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	㉓ ①から㉒の規定にかかわらず、法第17条の2の5第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定により、設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	㉔ ㉓に掲げるもののほか、法第17条の3第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により、設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	㉕ 法第17条の3の2の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出を行い、消防機関の検査を受けていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>

	(2) 消防用設備等の点検報告	法第17条の3の3の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告がされていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
4 危険物施設等	(1)	法第10条第3項の規定により、危険物が貯蔵され、又は取り扱われていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	(2)	法第10条第4項の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が設置されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	(3)	法第11条第1項の規定により、許可を受けていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	(4)	法第11条第5項の規定により、完成検査を受けていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	(5)	法第11条第6項の規定により、譲渡又は引渡しの届出がされていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	(6)	法第11条の4第1項の規定により、危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出がされていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	(7)	法第12条の規定により、製造所等の位置、構造及び設備が維持されていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	(8)	法第12条の7第2項の規定により、危険物保安統括管理者の届出がされていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	(9)	法第13条第2項の規定により、危険物保安監督者の届出がされていること。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	(10)	法第13条第3項の規定により、危険物取扱者以外の者により危険物の取扱いが行われていないこと（甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。）。	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
	(11)	法第13条の23の規定により、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が	有	適

	保安講習を受講していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(12) 法第14条の規定により、危険物施設保安員が定められ、保安のための適切な業務が行われていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(13) 法第14条の2の規定により、予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(14) 法第14条の3の2の規定により、定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保存されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(15) 法第14条の4の規定により、自衛消防組織が設置されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(16) (2)の規定にかかわらず、危険物の規制に関する政令第23条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 建築構造等	(1) 定期調査報告	建築基準法（以下「建基法」という。）第12条の規定に基づく定期報告が行われていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 建築構造等	次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合（既存不適格として扱っているものは除く。）していること。		
		① 建築構造～主要構造部の構造不適がないこと。（建基法第21条、27条、35条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		② 防火区画～堅穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと。（建築基準法施行令以下「建基令」という。）第112条第9項、第10項、第11項、第14項（避難経路にあたらぬ昇降機の昇降路は、昭和56年建設省告示第1111号に示す仕様に適合していること。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 階段～必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が設置され、その構造が適正であること。（建基令第120条、第121条、第121条の2、第122条、第123条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 避難施設等	次に掲げる事項が、現行の建築基準法令に適合（既存不適格として扱っているものを含む。）していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

			無 <input type="checkbox"/>	否 <input type="checkbox"/>
		① 屋根 建基法第22条、第63条関係	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		② 外壁 建基法第23条～第25条、建基法第64条関係	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		③ 非常用エレベーター（建基令第129条の13の3）、建基法第34条第2項関係	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		④ 排煙設備（建基令第126条の2、第126条の3）、建基法第35条関係	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑤ 防煙壁（建基令第126条の3）、建基法第35条関係	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑥ 非常用の照明装置（建基令第126条の4、令第126条の5） 建基法第35条関係	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑦ 非常用の進入口等（建基令第126条の6、第126条の7） 建基法第35条関係	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑧ 壁（建基法第35条の2、建基令第112条、第114条、第107条、第107条の2、第108条の3、第128条の3の2、第128条の4、第129条の2の5、第114条、第115条の2の2）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑨ 天井（建基法第35条の2、建基令第112条、第128条の3の2～第129条）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑩ 床（建基法第36条、建基令第112条、第115条の2の2、第129条の2の5）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑪ 特定防火設備及び防火設備（建基法第36条、建基令第112条（2）に掲げるものを除く。）、第115条の2の2、第129条の2の5）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>

			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		⑫ 避難施設（通路（建基令第120条、第121条）、廊下（建基令第119条）、出入口（建基令第118条、第124条、第125条、第125条の2）、屋上広場（建基令第126条）、避難上有効なバルコニー（建基令第121条）、建基法第36条	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
		⑬ 敷地内の通路（建基令第127条、第128条、第128条の2） 建基法第36条	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>

表示マーク交付（更新）申請書

平成 年 月 日

春日・大野城・那珂川消防（署）長 殿

申請者

住所

氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）^①

電話番号

下記のとおり「春日・大野城・那珂川消防組合防火基準適合表示実施要綱」に基づき、表示マーク（□金・□銀）の交付（更新）を受けたいので申請します。

記

防火対象物	所在地			
	名称			
	用途			令別表第一（ ）項
	収容人員		管理権原	<input type="checkbox"/> 単一権原・ <input type="checkbox"/> 複数権原
	構造・規模	造 地上	階 地下	階
	床面積	m ²	延べ面積	m ²
※ 交付年月日		年 月 日	※ 交付番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 消防用設備等点検結果報告書（写）（ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日報告済み）			
	<input type="checkbox"/> 防火対象物定期点検報告書（写）（ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日報告済み）			
	<input type="checkbox"/> 防災管理点検報告書（写）（ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日報告済み）			
	<input type="checkbox"/> 建築基準法に定める定期調査報告書（写）			
	<input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録（写）			
	<input type="checkbox"/> 防火防災管理特例認定通知書（写）			
	<input type="checkbox"/> その他消防（署）長が必要と認める書類（ ）			
特記事項				
受付欄		経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※の欄は、更新申請時のみ記入すること。
 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 4 添付書類については、最新のものとすること。

表示基準適合通知書

春大那（予・署）第 号 平成 年 月 日			
（申請者住所・氏名等） 様			
春日・大野城・那珂川消防（署）長 印			
平成 年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「春日・大野城・那珂川消防組合防火基準適合表示実施要綱」に基づく審査の結果、当該要綱に定める基準に適合していると認められるので、表示マーク（□金・□銀）を交付（更新）します。			
記			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		
交付年月日（基準日）		年 月 日	交付番号
表示有効期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
特記事項	<表示マーク交付に伴う遵守事項> 1 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。 2 表示マークは見やすい場所に掲出するものとする。こと。 3 表示有効期間中であっても、消防（署）長から表示マークの返還請求があった場合には、速やかに表示マークを返還し、複製マーク及び電子マーク等の掲出をとりやめること。 4 その他、添付の「表示に関する説明書」に記載された事項を遵守すること。		
	電子マーク等取得パスワード		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

表示基準不適合通知書

春大那 (予・署) 第 号
平成 年 月 日

(申請者住所・氏名等) 様

春日・大野城・那珂川消防 (署) 長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「春日・大野城・那珂川消防組合防火基準適合表示実施要綱」に基づく審査の結果、当該要綱に定める基準に不適合であったので通知します。

記

防火対象物	所在地	
	名 称	
	用 途	
不適合理由		
特記事項		

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

表示マーク受領書

平成 年 月 日			
春日・大野城・那珂川消防（署）長 殿			
受領者 住所 氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） <input type="checkbox"/>			
表示マーク（ <input type="checkbox"/> 金・ <input type="checkbox"/> 銀 ）を受領しましたので、今後、下記の事項を遵守いたします。			
記			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		※令別表第一（ ）項
表示マーク交付年月日	年 月 日	交付番号	
<p><表示マーク交付に伴う遵守事項></p> <p>1 表示マークは見やすい場所に掲出するものとし、可能な場合はホームページ等へ掲載を行うこと。なお、ホームページ等への掲載に際しては、消防長又は消防署長から配付された表示マークの電子データを必ず原データとして使用すること。</p> <p>2 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。</p> <p>3 表示有効期間中であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還するものとし、また、ホームページ等に表示マークを使用している場合は、その使用をとりやめること。</p> <p>(1) 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合</p> <p>(2) 防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合</p> <p>(3) ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長又は消防署長から配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合</p>			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 印のある欄については、該当の印にレを付けること。

表示マーク返還請求書

春大那（予・署）第 号 平成 年 月 日			
（申請者住所・氏名等） 殿			
春日・大野城・那珂川消防（署）長 印			
平成 年 月 日付けで申請のあった下記の防火対象物については、「春日・大野城・那珂川消防組合防火基準適合表示実施要綱」に定める表示マークの返還事由に該当し、表示マークを掲出することが不相当と認められることから、速やかに貸与した表示マークを返還するとともに、ホームページ等による使用をとりやめるよう請求します。			
記			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途		※令別表第一（ ）項
表示マーク交付年月日	年 月 日	交付番号	
返還事由 <input type="checkbox"/> 防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合 <input type="checkbox"/> 防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合 <input type="checkbox"/> ホームページ等への表示マークの使用に際して、消防長又は消防署長から配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。
 3 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。